渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議	項 目 20	0 附属機	関等の取扱いに関するこ		関係項目			
調整刀	1 方 針 2	同種の附属	属機関等については、統 独身に設置されている際	で合するものとする。 け屋機関等については、第		- のとする		
過 <i>定)</i>	/」 亚	O ነጋጠጋቸን	五日に改旦 これている別	属機関守に グいては、す	に思守で写慮し歪補するで	507 と する。		
			現		況			調整理由 · 課題
1 市町村の現	況							【調整理由】
専門部会名	渋 川	市	伊 香 保 町	小 野 上 村	子 持 村	赤 城 村	北橘村	
総務企画部会	・渋川市情報公	開審査会	・伊香保町情報公開審査会 ・渋川市個人情報保護審査会		・子持村情報公開審査会	・赤城村情報公開審査会 ・赤城村個人情報保護審査会	·北橘村情報公開審査会	又は条例の規定に基づき、市町村の 事務について有識者等の意見を聴取
	・渋川市個人情報 ・渋川市防災会 ・渋川市消防賞 審査委員会 ・渋川市特別職報	議 じゅつ金等	・渋川市個人情報保護審査会 ・伊香保町防災会議	・小野上村防災会議	・子持村防災会議	・赤城村個人情報保護審査会 ・赤城村防災会議	・北橘村防災会議	・附属機関等は、各市町村長が法律 又は条例の規定に基づき、市町村の 事務について有識者等の意見を聴取 するために設置するもので、6市町 村共通のものがあることから、同種 のものについては、統合するものと
	<u>審査委員会</u> ・渋川市特別職報	酬等審議会	・伊香保町特別職報酬等審議	・小野上村特別報酬等審議会	・子持村特別報酬等審議会	・赤城村特別報酬等審議会	・北橘村特別報酬等審議会	のものについては、統合するものと する。
	・渋川市公務災 査会	害補償等審	¤					【課題】
	査会 ・渋川市公務災 定委員会 ・渋川市総合開	害補償等認						・新市に設置する附属機関等の委員 構成にあたっては、市域全体の均衡 を図る必要がある。 ・市町村独自に設置されている附属 機関等の整備にあたっては、設置の 経緯や地域の実情を踏まえ検討する
			・伊香保町総合計画審議会_ 	<u>・小野上村総合計画審議会</u> 	・子持村総合計画審議会	·赤城村総合計画審議会	・北橘村総合計画審議会 ・北橘村国際交流推進協議会	を図る必要がある。 ・市町村独自に設置されている附属
	・渋川市文化行	以懇談会 同参画推進						機関等の整備にあたっては、設置の 経緯や地域の実情を踏まえ検討する
	懇談会 ・渋川市行政改革	推進委員会					・北橘村行政改革推進委員	必要がある。
住民部会	・渋川市国民健	连 亿除浑学	. 决系仅可因只决连仅除定	. 小服上村园尺牌库仅除课		. 去城村园兄牌库仅除寓觉	・北橘村消防委員会 ・北橘村国民健康保険運営 協議会	
住氏部会 	・次川市国氏健 」 協議会 ・ 渋川市環境審	尿体陜連吕 議会	・伊香保町国民健康保険運 営協議会	·小野上村国民健康保険運 當協議会	・子持村国民健康保険運営 協議会		・ル桷竹国氏健康休快選昌 協議会	
	・渋川市交通対		・伊香保町交通対策協議会	・小野上村交通対策協議会	・子持村交通対策協議会	・産業廃棄物処理施設審議会 ・赤城村交通対策協議会	・北橘村交通対策協議会	
	・渋川市環境衛生 		議会					
保健福祉部会	・渋川市民生委 ・渋川市同和対 ・渋川福祉事務	員推薦会 策審議会	・伊香保町民生委員推薦会	・小野上村民生委員推薦会		: 赤城村民生委員推薦会	・北橘村民生委員推薦会	
	・渋川偏祉事務 ム入所判定委	所老人ホー 員会	・伊香保町老人ホーム入所 判定委員会		・子持村老人ホーム入所判 定委員会	・亦城村老人ボーム人所 判定委員会	・北橘村老人ホーム入所判	
	- 浜川市宣融主	(全)建立上按					定委員会 ・社会を明るくする運動 北橘村実行委員会	
	・渋川市高齢者 進懇談会 ・渋川市高齢者	^{水陸禰征提} │						
	進委員会		・伊香保町高齢者サービス					
	 ・渋川市健康づ	 くり推進協	・伊香保町高齢者サービス チーム		 		チーム ・北橘村健康づくり推進協	
	議会 ・渋川市予防接	┃ 種健康被害┃	・伊香保町予防接種健康被	・小野上村予防接種健康被	│ <u>議会</u> ・子持村予防接種健康被害│	議会 ・ 議会 ・ 赤城村予防接種健康被害	議会 ・北橘村予防接種健康被害	
産業経済部会	調査委員会 ・渋川市農政審	議会	<u>害調査委員会</u> ・伊香保町農業振興地域整 備促進協議会	<u> </u>	調査委員会 ・子持村農業振興地域整備 促進協議会	<u>- 調具安見云</u> ・赤城村農業振興地域整備	調査委員会 ・北橘村農業振興地域整備	
				字調查員会 · 小野上村農業展興地域整 - 小野上村農業経営・生産 - 対策推進会議 - 小野上村農業経営改善支]处,选,协概式	促進協議会 ・赤城村農業経営生産対策 推進会議	促進協議会 ・北橘村農業経営生産対策 ・ 推進会議	
	・渋川市農業経 認定審査会	営改善計画			・子持村農業経営改善計画 認定審査会	推進会議 ・赤城村農業経営改善計画 認定審査会	推進会議 ・北橘村農業経営改善計画 認定審査会	
					1000 (700 800 800 800			

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議	項 目 20 附属機	機関等の取扱いに関するこ	1.6	関係項目		1	
				現		況	調整理由·詢
専門部会名	渋 川 市	伊香保町	小野上村	子 持 村	赤 城 村	北 橘 村	
産業経済部会	・渋川市特別融資制度推進 会議 ・渋川森林整備推進協議会		・小野上村特別融資制度推 進会議 ・小野上村学校給食地場産 農産物利用促進協議会	・子持村特別融資制度推進 会議	・赤城村特別融資制度推進会議・赤城村学校給食県内産農作物等利用促進会議・赤城村林業構造改善事業審議会・赤城家畜診療所運営委員	・北橘村特別融資制度推進 会議 ・北橘村学校給食県内産農 作物等利用促進会議	
	・渋川市小口資金融資審査 委員会 ・渋川市労働行政懇談会 ・渋川まちなか活性化研究	・伊香保町中小企業融資促 進審査委員会	・小野上村小口資金融資斡 旋審査委員会	・子持村小口資金融資斡旋 審査委員会 ・子持村勤労者協議会	· 赤城家畜診療所運営委員 会 · 赤城村小口資金融資斡旋 審査委員会	・北橘村小口資金融資審査 委員会 ・北橘村勤労者協議会	
	・渋川まちなか活性化研究 会		・小野上温泉事業運営委員 会 ・小野上村交流促進センタ ー事業運営委員会			・ばんどうの湯運営委員会	
建設部会	・渋川市都市計画審議会 ・渋川都市計画事業東部土 地区画整理審議会 ・渋川都市計画事業四ツ角 周辺土地区画整理審議会	·伊香保町都市計画審議会	一事業運営委員会			・北橘村都市計画審議会	
	・渋川都市計画事業四ツ角 周辺土地区画整理審議会	・伊香保町土地開発事業 審議会	· 小野上村土地開発事業 審議会			· 北橘村土地利用対策審議 会	
上下水道部会			・小野上村水道事業運営委 員会			・北橘村水道事業運営委員 会	
教 育 部 会	・渋川市奨学金貸与審査会	・伊香保町奨学金貸与審査		・子持村奨学金貸与審査会			
	・渋川市小学校、中学校特 殊学級・特殊学校就学指 導委員会	・伊香保町心身障害児就学 指導委員会	・小野上村心身障害児就学 指導委員会	・子持村心身障害児就学指 導委員会	· 赤城村心身障害児就学指 導委員会	・北橘村心身障害児就学指 導委員会	
	・渋川市学校給食共同調理 ・渋川市学校給食共同調理 場運営委員会 ・渋川市社会教育委員会議	・伊香保町学校給食運営委 員会 ・伊香保町社会教育委員会	・小野上村学校給食共同調理場運営委員会 ・小野上村社会教育委員会	・子持村学校給食共同調理 場運営委員会 ・子持村社会教育委員会議	・赤城村社会教育委員会議	・北橘村社会教育委員会議	
	・渋川市人権教育推進協議 会 ・渋川市青少年問題協議会		・小野上村人権教育推進協 議会 ・小野上村青少年問題協議	会	・赤城村人権教育推進協議 会 ・赤城村青少年問題協議会	・北橘村人権教育推進協議 	
	・渋川市青少年同超協議会 ・渋川市青少年センター運 営協議会 ・広域圏社会教育推進連絡	会	会				
	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・渋川市公民館運営審議会	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・伊香保町公民館運営審議	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・小野上村公民館運営審議	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・子持村公民館運営審議会	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・赤城村公民館運営審議会	・広域圏社会教育推進連絡 協議会 ・北橘村公民館運営審議会	
	・渋川市文化財調査委員会	・ 会 ・伊香保町文化財調査委員 会	· 小野上村文化財調査委員 会		· 赤城村文化財調査保護審 - 議会	・北橘村文化財調査委員会	
	・渋川市立図書館協議会	・徳富蘆花記念文学館運営 委員会				・北橘村図書館協議会 ・歴史民俗資料館運営審議	
	・渋川市スポーツ振興審議会			・子持村スポーツ推進委員		・北橘村スポーツ振興審議	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

「附属機関等」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び市町村長等が市町村の事務について有識者等の意見を聴取するために設置した附属機関に準じるものをいう。 【関係法令】 地方自治法(抄) (委員会・委員の設置) 第138条の4(第1項~第2項省略) 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。	т т	一 一	思口ITI加俄女の卵笠卵首 	
財産機関等ととは、地方自治法、銀和2.2 5 法律等6.7 号)第1.3 8 条の 4 第	協 議 項 目 20 附属機関等の取扱	といに関すること 関	係 項 目	
「附属機関等」とは、地方自治法(昭和 2 2 年法律第6 7号)第1 3 条条の 4 第 1 前の規定に与う総置された的に設置した財民機関に挙じるものをいう。 即係法令) の自治法(抄) (参奏会・委員の設置) 計 3 条条の 4 第 1 項 - 第 2 項 3 省 路の 2 区 3 名 条の 4 第 3 項 3 年 3 名 条の 4 第 3 名 条の 5 名 5 名 5 名 5 名 5 名 5 名 5 名 5 名 5 名 5		現	況	調整理由 · 課題
第 居 浜 市 さ い た ま 市 大 船 渡 市	試有等の息見を聴取するために設置した附属機関に準しる 関係法令	るものをいつ。 により、執行機関の附属機 その他の調停、審査、諮問		
別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。となが、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態を考慮し整備するものとする。となが、会にでは、実態等を考慮し整備するものとする。を登備なられている、実態を考慮し整備するものとする。を受しながら別に協議して定めるものとする。を受し、会所は、第一時に関係といる。とい、というに対している。というには、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。というには、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。というには、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。といるに対して記述されているのとする。というに関係機関等については、必要にないる。といるに関係をは関係をしていては、必要にないる。といるには、第一時に関係をしていては、必要にないる。といるには、第一時に関係をしていては、第一時に関係をしていては、第一時に関係をしていては、必要にないといるには、第一時に関係をしていては、第一時に関係をしていては、必要にないといるには、第一時に関係をしていては、必要にないといるには、第一時に関係をしていては、必要にないるといるには、第一時に関係をしていては、必要にないるには、第一時に関係をしていては、必要にないるに対していては、必要にないるといるには、第一時に関係をしていては、必要にないるには、第一時に関係をしていては、必要にないるには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていては、必要にないるには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしていているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をは、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているには、第一時に関係をしているにはないるには、第一時に関係をしているにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはないるにはな				
して新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている協門機関については、実態を考慮し整備するものとする。なお、独自に置かれている にいては、実態等を考慮し整備するものとする。 東かがわ市 東かがわ市 「関属機関は、3 可ともに置かれているものについては、原則として長崎市の同種の附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関の委員構成については、必要によび黒崎町の実状に応じた適切な措置を講じる。なお、独自に置かれている。 東かがわ市 「関属機関は、3 可ともに置かれているものについては、原則として長崎市の同種の附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関の委員構成については、必要によび黒崎町の実状に応じた適切な措置を講じる。なお、6 可の地域性から独自に設置されている にし、黒崎町の学校給食センター連営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。	新居浜市	さ い た ま 市	大 船 渡 市	
東 か が わ 市 長 崎 市 新 潟 市 下の関係機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみに置かれている機関等に流合するものとし、合併後の附属機関もある。 一個機関等に流合するものとし、合併後の附属機関を関係では、必要にものについては実情を考慮し整備する。 一個機関等に流合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要にない。	┃ して新浜市に統合するものとする。なお、独自に ┃ ┃ 置かれている付属機関等については、実態を考慮 ┃	とする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関につ	て統合するものとする。なお、独自に置かれている る附属機関等については、実態を考慮し整備する ものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配	
いては統合し、2町又は1町のみに置かれている 機関等については、原則として長崎市の同種の附 合併後の附属機関の委員構成については、必要に	東かがわ市	長崎市	新潟市	
	いては統合し、2町又は1町のみに置かれている ものについては実情を考慮し整備する。	機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等と	合併後の附属機関の委員構成については、必要に より黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会 については、新潟市の附属機関として引き継ぐも	